

## 『西宮市建築防災計画検討委員会』設置要綱

### (目的)

第1条 高層建築物、不特定多数の人が利用する大規模な建築物又は複合用途の大規模な建築物に対し、総合的な防災避難計画に係る領域を中心に建築行政及び消防行政の効率的かつ円滑な連携を図ることを目的とする。

### (名称)

第2条 本会は『西宮市建築防災計画検討委員会』と称する。

### (構成)

第3条 本会は建築指導課、消防局予防課、その他関係課の長をもって構成員とする。

### (所管事務)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するために次の事務を行う。

- (1) 建築防災行政に関する情報交換
- (2) 申請に対する条件の検討・提言
- (3) その他建築行政・消防行政の連携に関すること。

### (部会の設置)

第5条 本会には、第4条に規定する事務執行のため作業部会を設置する。なお、作業部会は、構成員の所属する課のチーム長で構成する。

### (事務局)

第6条 本会の事務局は、建築指導課に設置する。

### (会議の開催)

第7条 本会の会議は、事務局の招集により随時開催する。また、作業部会は会議の後必要に応じて開催する。

### (その他)

第8条 本会の運営について必要な事項は、この規約に定めるもののほか、それぞれ委員会が定める。

#### 付 則

この規約は平成15年 4月 1日から施行する。

#### 付 則

この規約は平成19年 4月 1日から施行する。

#### 付 則

この規約は平成22年 4月 1日から施行する。

#### 付 則

この規約は平成24年 4月 1日から施行する。